

三木市教育委員会 5 月定例会

提出議案等

令和 7 年 5 月

三木市教育委員会 5 月定例会提出議案等

【 協 議 事 項 】

- 協 議 事 項 2 「第 4 期三木市教育振興基本計画」の策定方針について
(教育総務課)
- 協 議 事 項 3 三木市における地域クラブ活動の展開について(文化・ス
ポーツ課)

【 報 告 事 項 】

- 報 告 事 項 三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定につい
て(生涯学習課)
- 報 告 事 項 みき歴史資料館協議会委員の委嘱について(文化・スポー
ツ課)
- 報 告 事 項 各課(室)の所管事項について

協 議 事 項

「第 4 期三木市教育振興基本計画」の策定方針について

令和 7 年 3 月に策定された「第 3 期三木市教育大綱」（令和 7 年度～令和 1 1 年度）の理念を具現化する実施計画となる標記計画については、令和 7 年度において、次に掲げる方針に基づき策定することとする。

1 計画期間

令和 8 年度～令和 1 2 年度（5 年間）

2 策定方針

(1) 方針Ⅰ ～国及び県の教育振興基本計画を参酌した計画策定～

ア 教育基本法においては、「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」との規定がある。

イ このため、根本的な策定方針として、国の「第 4 期教育振興基本計画」（令和 5 年 6 月）及び兵庫県の「第 4 期ひょうご教育創造プラン」（令和 6 年 3 月）をそれぞれ参酌し、本市の教育理念の実現のための教育計画とする。

(2) 方針Ⅱ ～取り組むべき重点施策への焦点化～

ア 本市の第 3 期計画の総ページ数は 9 2 ページと、播磨東地区管内市町（8 市 3 町）の中で最多のボリュームとなっている（別紙「播磨東地区管内市町の教育振興基本計画（直近計画）のボリューム」を参照）。

イ 教育振興基本計画は、教育関係者はもちろんのこと、広く一般市民にも読まれるべきものであることに鑑み、第 4 期計画においては、記載内容の見直しを図り、今後 5 年間に取り組むべき重点施策へ焦点化し、計画全体をスリム化する。

また、計画をスリム化することにより、教育関係者のみならず、誰が読んでもその意図が理解でき、PDCA サイクルにもつながる計画とする。

(3) 方針Ⅲ ～「三木市文化振興計画」及び「三木市スポーツ振興計画」の
第４期計画への集約・一体化～

ア 現在、本市において、文化芸術基本法の規定による「三木市文化振興計画」及びスポーツ基本法の規定による「三木市スポーツ振興計画」があるが、これらの計画はいずれも令和７年度末をもって計画期間が満了する。

イ 第３期計画についても令和７年度末をもって計画期間が満了することから、第４期計画においては、文化・スポーツの両分野に関しても、学校教育や社会教育、人権教育などの他の分野の振興施策と同様、教育の一分野として第４期計画の中に集約し、一体的に策定することとする。

ウ なお、令和５年６月１６日付け文部科学事務次官通知（新たな教育振興基本計画の策定について）においては、「地方計画（注：教育振興基本計画のこと。）については、当該計画を策定する目的やその内容、地域の実情等に応じて、（中略）関連する計画等との一体的な策定や上位計画へ統合することも可能である」とされている。

これらの両計画を第４期計画に集約・一体化する方向性は、国通知の趣旨にも合致するものである。

(4) 方針Ⅳ ～こどもの意見聴取及び反映～

ア 第４期計画の策定に当たり、小・中学生を対象としたアンケート調査を実施することにより意見聴取を行い、子どもたちが考える理想の学びや学校生活に関する価値観を計画に反映する。

イ こうした取組は、地方公共団体が、こども施策の策定等に当たり、当該こども施策の対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要があるとする「こども基本法」の趣旨にも合致するものである。

ウ こどもの意見聴取に合わせ、こどもを養育する者（保護者）に対しても同様に意見聴取を行う。

3 計画策定のための協議組織

第３期計画においては「三木市教育振興基本計画検討委員会」を設置し、策定協議を行った。

広範な教育振興施策の検討に当たり、学識経験者を含め、外部の視点から施策検討を行うことは、議論の活発化や計画の質の向上に寄与することから、第４期計画の策定に当たっても、同委員会を開催して協議を実施する。

4 計画策定に向けたスケジュール

別紙「『第4期三木市教育振興基本計画』の策定スケジュール(令和7年度)」
のとおり

播磨東地区管内市町の教育振興基本計画（直近計画）のボリューム

※下段数値（かっこ書き）は、当該ページ数の全体ページ数に占める割合（％）

市町名	計画名称 (直近計画)	計画期間	前段部分 策定趣旨、計画期間、現状等	前期計画 振り返り、検証	今期計画	その他 資料編、各種資料	ページ数 全 体
1 明 石 市	第3期あかし教育プラン	R4～R12 9年間	9 (10)		38 (44)	39 (46)	86 (100)
2 加 古 川 市	第4期かがわ教育ビジョン	R7～R11 5年間	5 (7)		39 (59)	23 (34)	67 (100)
3 西 脇 市	第4期西脇市教育振興基本計画	R6～R10 5年間	26 (29)		53 (58)	12 (13)	91 (100)
4 三 木 市	第3期三木市教育振興基本計画	R3～R7 5年間	15 (16)	32 (35)	32 (35)	13 (14)	92 (100)
5 高 砂 市	第4期高砂市教育振興基本計画	R7～R11 5年間	13 (29)		21 (48)	10 (23)	44 (100)
6 小 野 市	第Ⅲ期小野市「夢と希望の教育」振興基本計画	R2～R6 5年間	3 (15)	2 (10)	15 (75)		20 (100)
7 加 西 市	第3期加西市教育振興基本計画	R3～R7 5年間	9 (13)	39 (58)	18 (27)	1 (2)	67 (100)
8 加 東 市	第3期加東市教育振興基本計画	R3～R7 5年間	29 (35)	3 (4)	39 (46)	13 (15)	84 (100)
9 多 可 町	第2次多可町教育ビジョン	R3～R7 5年間	23 (41)		27 (48)	6 (11)	56 (100)
10 稲 美 町	第4次いなみ教育プラン (稲美町教育振興基本計画)	R7～R11 5年間	3 (4)	31 (42)	34 (46)	6 (8)	74 (100)
11 播 磨 町	第3期播磨町教育振興基本計画	R4～R8 5年間	10 (26)		13 (33)	16 (41)	39 (100)

5 文 科 教 第 5 1 8 号
令 和 5 年 6 月 1 6 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長 殿
各公立大学法人の理事長
各大学共同利用機関法人機構長
各文部科学省施設等機関の長
各文部科学省特別の機関の長
各文部科学省独立行政法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長

文部科学事務次官
柳 孝

(公印省略)

新たな教育振興基本計画の策定について（通知）

本日付けで、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に基づく、新たな教育振興基本計画（以下「本計画」という。）を閣議決定するとともに、国会報告を行いましたので通知します。

第4期となる本計画は、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とし、2040年以降の社会を見据えた教育政策の在り方を示すものです。

本計画においては、総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つを掲げ、その下に、①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進、④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話という5つの基本的方針を定めています。その上で、令和5年度から令和9年度までの5年間における教育政策の目標、基本施策及び指標を16項目にわたって示しています。

また、今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方として、教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方、教育投資の在り方を示しています。

教育基本法第 17 条第 2 項では、地方公共団体において、政府の教育振興基本計画を参酌しつつ、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「地方計画」という。）を定めるよう努めることが規定されています。各地方公共団体におかれては、本規定の趣旨を踏まえ、各地方公共団体における地方計画の策定について、未策定である場合にはその策定に、策定済みである場合にはこれを期にその見直しに努めるなど、適切に御対応いただくようお願いします。その際、地方計画については、当該計画を策定する目的やその内容、地域の実情等に応じて、複数の市町村で共同して地方計画を策定することや、関連する計画等との一体的な策定や上位計画へ統合することも可能であることに御留意願います。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 では、地方公共団体の長は、政府の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めるものとされています。

各地方公共団体における地方計画や大綱の策定に当たっては、

- ・ こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 11 条に基づき、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を聴取し反映させるために必要な措置を講じる必要があること
- ・ その際、各地方公共団体におけるこども政策担当部局とも連携し対応することが重要であること
- ・ 具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、また、こどもの意見をどの程度反映すべきかなどについては、地域の実情や策定を予定している計画の内容等に応じて判断されたいこと

に御留意願います。

都道府県教育委員会及び都道府県知事にあつては、域内の市町村教育委員会及び市町村長並びに所管又は所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）その他教育機関等に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長にあつては、域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対し、国立大学長及び公立大学法人の理事長にあつては、その管下の学校に対し、本計画について御周知願います。

※新たな教育振興基本計画本文については、下記ホームページからも御覧になれます。
教育振興基本計画ウェブサイト
(https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm)

三木市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市教育の振興のための施策に関する計画を策定するため、三木市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 三木市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の原案の作成に関すること。
- (2) 基本計画の策定に係る調査及び研究に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 三木市中学校長会が推薦する者
- (3) 三木市小・特別支援学校長会が推薦する者
- (4) 三木市幼稚園・こども園長会が推薦する者
- (5) 三木市社会教育委員が推薦する者
- (6) 三木市連合PTAが推薦する者
- (7) 三木市保育協会が推薦する者
- (8) 市内の文化芸術団体が推薦する者
- (9) 市内の社会体育団体が推薦する者
- (10) 青少年健全育成関係者
- (11) 行政関係者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画の策定の日までとする。ただし、任期中に委員の異動があったときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員長は、議事に関して必要があると認めるときは、委員以外の者の出席

を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、これを公開する。ただし、三木市審議会等の会議の公開に関する条例（平成20年三木市条例第1号）第4条各号に該当する場合は、委員長は、委員会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（事務局）

第7条 委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

（招集の特例）

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

「第4期三木市教育振興基本計画」の策定スケジュール（令和7年度）

区分	令和7年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年1月	2月	3月
1 教育委員会 事務局				小・中学生及び保護者 への意見聴取	計画素案作成	計画案作成			市民意見公募手続 (11月下旬～12月下旬)	市民意見 反映検討	計画策定	
2 計画検討 委員会			第1回 策定方針等	施策検討	計画素案作成	第2回 計画素案	計画案作成	第3回 計画案		市民意見 反映検討	第4回 計画最終案	

1 三木市教育振興基本計画検討委員会は、令和7年5月末、8月末、10月末及び令和8年1月末（計4回）の開催を予定。

2 教育委員会会議では、適宜協議や進捗報告を実施し、令和8年2月に議決予定。

3 計画策定に向けた市民意見公募手続（パブリックコメント）は、令和7年12月中の実施を予定。

報 告 事 項

三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について（報告）

三木市教育委員会顕彰規則（昭和 6 3 年三教委規則第 7 号）第 4 条の規定により、下記のとおり三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則（昭和 5 9 年三教委規則第 1 号）第 2 条第 2 項第 4 号の規定により報告する。

記

みき歴史資料館協議会委員の委嘱について（報告）

三木市立歴史資料館規則（平成２８年三教委規則第９号）第１２条の規定に基づき、みき歴史資料館協議会委員を下記のとおり委嘱したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則（昭和５９年三教委規則第１号）第２条第２項第５号の規定により報告する。

記

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 委 嘱 理 由 | 選出先で異動があったため |
| 2 委 嘱 期 間 | 令和7年4月1日～令和8年7月31日
(前任者の残任期間) |
| 3 委嘱した者 | |

教 育 総 務 部	教 育 施 設 課 報 告 事 項
-----------	-------------------

1 学校施設整備工事等の進捗状況（4月30日現在）について

実施事項	主 な 内 容	備考
①三木小学校 屋内運動場照明 LED改修工事	工 期 7月着手予定	
②広野小学校 屋内運動場照明 LED改修工事	工 期 7月着手予定	
③広野小学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期 7月着手予定	
④三樹小学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期 7月着手予定	
⑤別所小学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期 9月着手予定	
⑥緑が丘小学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期 7月着手予定	
⑦緑が丘東小学校 校舎大規模改修工 事（1期目）	工 期 7月着手予定	
⑧緑が丘東小学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期 10月着手予定	
⑨自由が丘小学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期 7月着手予定	
⑩自由が丘東小学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期 8月着手予定	
⑪三木中学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期 8月着手予定	

⑫別所中学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期	8 月着手予定	
⑬緑が丘中学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期	9 月着手予定	
⑭三木東中学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期	9 月着手予定	
⑮自由が丘中学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期	7 月着手予定	
⑯吉川中学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期	10 月着手予定	
⑰志染保育所 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期	令和 8 年 1 月～3 月着手予定	
⑱別所認定こども園 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期	令和 8 年 1 月～3 月着手予定	
⑲特別支援学校 防犯対策施設整備 工事(オートロック)	工 期	7 月着手予定	

2 実施した事業について

実施事項	主 な 内 容	備考
第 1 回 学校給食審議会	ア 日 時 5 月 9 日 (金) 午後 7 時～ イ 場 所 三木市役所 5 階大会議室 ウ 内 容 ・ 諮問 学校給食費の改定について	

教 育 総 務 部 生 涯 学 習 課 報 告 事 項

1 実施した事業

公民館以外

実施事項	主 な 内 容	備 考
三木市連合PTA理事総会	ア 日 時 5月12日(月) 午後7時～ イ 場 所 中央公民館4階大ホール ウ 内 容 ・令和6年度事業・決算報告 ・令和7年度事業計画・予算案	

2 今後の予定

公民館以外

実施事項	主 な 内 容	備 考
①令和7年度二十歳の祝典実行委員の募集について	ア 日 時 5月21日(水)～6月20日(金) イ 内 容 広報みき、市ホームページによる募集開始 ウ 募集人数 15人程度	
②2025年度三木市ユネスコ協会総会	ア 日 時 5月22日(木) 午前10時～正午 イ 場 所 教育センター4階大研修室 ウ 内 容 ・令和6年度事業・決算報告 ・令和7年度事業計画・予算案 ・講演会 「原付バイク世界一周！～人権そして平和を考える～」 西脇市立楠丘小学校 教頭 伊原 正貴 氏	
③三木市高齢者大学第1回運営委員会	ア 日 時 5月22日(木) 午前10時～ イ 場 所 まなびの郷みずほ ウ 内 容 ・令和6年度事業・決算報告 ・令和7年度事業計画・予算案 エ 委員委嘱 別紙のとおり	

教 育 総 務 部 図 書 館 報 告 事 項

1 実施した事業

実施事項	主 な 内 容	備考
①こどもの読書 週間イベント 「レッツチャ レンジ！えほ んクイズ」	ア 期 間 4月19日（土）～5月12日（月） イ 場 所 吉川図書館 ウ 内 容 絵本のストーリーを基に作成したクイズを館内で配布し、クイズに関連した図書を展示しておく。参加者全員に、参加賞をプレゼントする。 エ 参加者 人	
②こどもの読書 週間イベント 「アニメ映画 上映会」	ア 日 時 4月27日（日） 午前10時30分～11時55分 イ 場 所 中央図書館 視聴覚室 ウ 内 容 「ロイヤルコーギー～レックスの大冒険～」の上映 エ 参加者 36人	
③手話でみんな のおはなし会	ア 日 時 5月11日（日）午前11時～11時30分 イ 場 所 中央図書館 おはなしコーナー ウ 内 容 手話つきの絵本の読み聞かせ エ 協 力 手話サークルみき オ 参加者 人	

2 今後の予定事業

実施事項	主 な 内 容	備考
①蔵書点検	・中央図書館 5月26日（月）～6月3日（火） ・自由が丘公民館図書コーナー 6月2日（月） ・吉川図書館 6月9日（月）～11日（水） ・青山図書館 6月16日（月）～18日（水） ※貸出冊数の変更 5月12日（月）～5月25日（日）の間、貸出冊数/期間を20冊/3週間に変更(中央図書館のみ)	
②出張「えいご のおはなしか い」	ア 日 時 5月31日（土）午前11時～11時30分 イ 場 所 吉川図書館 おはなしコーナー ウ 内 容 中央図書館・青山図書館で定例開催し	

		ている「えいごのおはなしかい」を吉川図書館でも開催する。英語絵本の読み聞かせや手遊びを実施する。	
	エ 協 力	えいごのおはなしかい	
③あおとフェス (青山図書館 開館記念事業)	ア 日時と内容	・6月7日(土) CD&DVD貸出2倍デー ・6月8日(日) 雑誌・図書のリサイクル ・6月15日(日) 付録のプレゼント	
	イ 場 所	青山図書館	
④おっちゃんの 絵本読み聞かせ会	ア 日 時	6月14日(土) 午前11時～11時30分	
	イ 場 所	吉川図書館 おはなしコーナー	
	ウ 内 容	絵本の読み聞かせ	
	エ 協 力	MEN'S絵本プロジェクト“いぶし銀”	

3 定例で実施する事業

実施事項	主 な 内 容		備考
① ブックスタート事業	ア 日 時	・4月24日(木) 乳児健診時 ・5月29日(木) 乳児健診時	協力：ブックスタートサポートボランティア「らっこ」
	イ 場 所	総合保健福祉センター	
	ウ 内 容	あかちゃん絵本の読み聞かせと絵本(2冊)とバッグのプレゼント	
②だっこで絵本の会	ア 日 時	毎月第4月曜日 ・たまご組(1歳未満の子と保護者) 午前10時30分～11時 ・ひよこ組(2歳未満の子と保護者) 午前11時20分～11時50分	主催：みきだっこで絵本の会
	イ 場 所	中央図書館 おはなしコーナー	
③ストーリーテリング	ア 日 時	毎月第2土曜日 午後3時～3時30分	主催：ストーリーテリングみき
	イ 場 所	中央図書館 おはなしコーナー	
	ウ 対 象	どなたでも(申込不要)	
④手話で本を楽しむ	ア 日 時	毎月第3木曜日 午後1時30分～3時30分	協力：障害福祉課
	イ 場 所	中央図書館 対面朗読室	
	ウ 内 容	活字での読書が困難な方に、手話	

	で図書館資料を対面朗読する。	
⑤おはなし会	ア 中央図書館 ・日 時 毎週土曜日 午前 10 時 30 分～11 時 イ 青山図書館 ・日 時 毎週土曜日 午前 10 時 30 分～11 時 ※令和 7 月 5 月から、中央図書館及び青山図書館の開始時刻を、午前 11 時から 10 時 30 分に変更 ウ 吉川図書館 ・日 時 毎月第 4 月曜日 午前 11 時～11 時 30 分	主催：みきおはなし会*絵本の森、MEN'S 絵本プロジェクト“いぶし銀”
⑥えいごのおはなしかい	ア 中央図書館 ・日 時 毎月第 4 土曜日 午後 2 時 30 分～3 時 ※令和 7 月 4 月から、中央図書館の開始時刻を午後 3 時から 2 時 30 分に変更 イ 青山図書館 ・日 時 毎月第 4 土曜日 午後 1 時 30 分～2 時	主催：えいごのおはなしかい
⑦図書修理ボランティア	ア 中央図書館 ・日 時 毎週火・金曜日 午前 10 時～午後 4 時 イ 青山図書館 ・日 時 毎週火曜日 午前 10 時～午後 1 時 ウ 吉川図書館 ・日 時 毎月第 3 火曜日 午後 1 時～4 時	
⑧FMみっきいで の図書館PR	ア 図書館だより ・日 時 毎月第 1 土曜日 午前 11 時 15 分頃 イ Let's go 図書館 ・日 時 毎月第 1 月曜日 午後 4 時 10 分頃 ※番組内容により、放送日時が変更となる場合あり	

・毎月第 1 木曜日/午後 1 時 30 分～3 時 30 分に中央図書館で実施していた対面朗読は申込制による随時開催となったため、定例で実施する事業には含めていない。

教育総務部 文化・スポーツ課報告事項

1 実施した事業

実施事項	主 な 内 容	備考
①企画展	ア 会 期 4月5日（土）～4月20日（日） イ 場 所 堀光美術館 ウ 内 容 堀光美術館 コレクション展 エ 来場者 487人	主催：堀光美術館
②企画展	ア 会 期 4月29日（火・祝）～5月11日（日） イ 場 所 堀光美術館 ウ 内 容 三木市美術協会 日本画・書道部会展 エ 来場者 人	主催：堀光美術館
③ふれあいスポーツデー	ア 日 時 5月3日（土・祝）午前10時～午後2時 イ 場 所 三木ホースランドパーク 緑の広場 ウ 内 容 ニュースポーツチャレンジ、宝探しハイキング他 エ 参加者 483人	主催：三木市スポーツ推進委員会 / 三木市教育委員会
④特別講演会	ア 日 時 5月6日（火・祝）午前10時30分～正午 イ 場 所 みき歴史資料館 3階講座室 ウ 内 容 「安芸毛利氏と郡山城」 エ 講 師 秋本哲治氏（安芸高田市歴史民俗博物館副館長） オ 参加者 71人	主催：みき歴史資料館

2 今後の予定

実施事項	主 な 内 容	備考
①特別企画展	ア 会 期 5月24日（土）～6月22日（日） イ 場 所 堀光美術館 ウ 内 容 玉田尚之写真展	主催：堀光美術館
②三木市の花「さつき」展覧会	ア 日 時 5月31日（土）・6月1日（日）午前10時～午後5時まで（1日は午後4時まで） イ 場 所 山田錦の館 ウ 内 容 愛好家が育てた市の花「さつき」展示発表 エ その他 表彰式 日時 5月31日（土）午後3時30分～ 場所 山田錦の館	主催：三木市盆栽協会 / 三木市教育委員会

教育振興部 学校教育課報告事項
--

1 実施した事業

実施事項	主 な 内 容	備考
①第1回同和教育伝承講座	ア 開催日 4月25日(金) イ 場 所 教育センター 大研修室	
②第2回定例校園長会	ア 開催日 5月1日(木) イ 場 所 教育センター 大研修室 ウ 内 容 ・三木市不登校対策アクションプラン市民向けリーフレットについて ・問題行動に対する初期対応について ・不審者情報の提供方法について ・令和7年度地域人材を活用したひょうご学び支援事業について ・令和7年度学校園関係者評価について ・教職員の事故防止について ・令和7年度就学援助について	
③野外活動	自由が丘中学校 5月13日(火)～15日(木)	

2 今後の予定

実施事項	主 な 内 容	備考
①体育的行事	ア 三木東中学校 5月17日(土) イ 三樹小学校、平田小学校、三木小学校、別所小学校、口吉川小学校、豊地小学校、自由が丘小学校、広野小学校、緑が丘中学校 5月24日(土) ウ 志染小学校、緑が丘小学校、緑が丘東小学校、自由が丘東小学校 5月31日(土)	
②修学旅行	ア 三木中学校 5月19日(月)～21日(水) イ 別所中学校、吉川中学校 5月27日(火)～29日(木) ウ 三木東中学校、自由が丘中学校 6月3日(火)～5日(木)	
③第2回同和教育伝承講座	ア 開催日 5月23日(金) イ 場 所 教育センター 大研修室	
④第3回定例校園長会	ア 開催日 5月30日(金) イ 場 所 三木市役所5階 大会議室	
⑤自然学校	ア 吉川小学校 6月9日(月)～13日(金) イ 緑が丘東小学校 6月16日(月)～20日(金)	
⑥学力育成プロジェクト会議	ア 開催日 6月12日(木) イ 場 所 教育センター 中研修室	

教育振興部 教育センター報告事項

1 教育センターについて

(1) 実施した事業

実施事項	主 な 内 容						備考	
① 教育相談	4 月 (単位：件)							
	区 分	電 話		面 接		合 計		
		本 人 保 護 者	教 員	本 人 保 護 者	教 員	本 人 保 護 者		教 員
	不 登 校		1	2		2		1
	教育問題	11	1	13		24		1
	教育活動							
	小 計	11	2	15		26		2
	ICTを使用し た 学 習 指 導・ICTトラ ブル		220		10			230
合 計	11	222	15	10	26	232		
② 青少年悩みの相談	4 月・・・電話 (3) 面接 (17) 計 20 件							
③ みっきいルーム 開室状況	ア 人 数 中学生 1 人 小学生 0 人 合計 1 人 イ 活 動 (通常) 自主課題学習 運動 (課外) 図書館利用							
④ ICT 利活用研修 会	ア 日 時 4 月 22 日(火) 午後 3 時～ イ 場 所 教育センター 大研修室 ウ 参加数 46 人							
⑤ 第 31 回三木市 CG アートコンテ スト第 1 回審査委 員会	ア 日 時 5 月 8 日(木) 午後 3 時～ イ 場 所 教育センター セミナー室 1 ウ 参加数 7 人							
⑥ 校務支援システ ム研修会	ア 日 時 5 月 9 日(金) 午後 2 時 30 分～ イ 場 所 教育センター セミナー室 ウ 参加数 30 人							

(2) 今後の予定事業

実施事項	主 な 内 容	備考
------	---------	----

① 校務支援システムオンライン説明会	ア 日 時 5月20日(火) 午後2時30分～ イ 内 容 成績機能の操作方法について	
② 校務支援システム説明会	ア 日 時 5月22日(木) 午後2時30分～ イ 場 所 三木特別支援学校 ウ 内 容 特別支援関連の操作方法について	

2 青少年センターについて

(1) 実施した事業

実施事項	主 な 内 容	備考
① 白ポスト回収	ア 日 時 4月21日(月)・22日(火)・24日(木) 25日(金)・5月15日(木) 午後1時30分～ イ 場 所 市内各白ポスト	
② 青色パトロール車巡回	ア 日 時 4月23日(水)・5月14日(水) 午後2時30分～ イ 場 所 小学校区内	
③ 有害環境図書類廃棄	ア 日 時 4月30日(水) 午前10時～ イ 場 所 清掃センター	
④ 子ども安全・安心の日の立ち番	ア 日 時 5月1日(木)・15日(木) 午前7時45分～ イ 場 所 各小学校	
⑤ 兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会	ア 日 時 5月9日(金) 午後1時30分～ イ 場 所 アスパア明石	
⑥ 北播磨補導委員連絡協議会総会及び第1回理事会	ア 日 時 5月16日(金) 午後3時～ イ 場 所 多可町生涯学習まちづくりプラザあすみる	

(2) 今後の予定事業

実施事項	主 な 内 容	備考
① 白ポスト回収	ア 日 時 5月19日(月)・23日(金) 6月5日(木)・9日(月)・10日(火) 13日(金) 午後1時30分～ イ 場 所 市内各白ポスト	
② ネット見守り隊報告	ア 日 時 5月23日(金) 午前10時～ イ 場 所 教育センター	

③ 青色パトロール 車巡回	ア 日 時 5月23日(金)・28日(水) 6月11日(水) 午後2時30分～ イ 場 所 小学校区内	
④ 子ども安全・安心 の日の立ち番	ア 日 時 5月30日(金)・6月13日(金) 午前7時45分～ イ 場 所 各小学校	
⑤ 有害環境図書類 廃棄	ア 日 時 5月30日(金) 午前10時～ イ 場 所 清掃センター	
⑥ 第1回学・警・業 連絡会	ア 日 時 6月2日(月) 午後3時～ イ 場 所 教育センター	
⑦ 三木市青少年補 導委員会第1回役 員会	ア 日 時 6月13日(金) 午後7時30分～ イ 場 所 教育センター	

教育振興部 小中一貫教育推進室 報告事項

1 実施した事業

実施事項	主 な 内 容	備考
①先進地視察 加東市教育委員会 (社会学園)	ア 期 日 調整中 イ 場 所 加東市役所 ウ 内 容 ・学校設置に向けた基本的な考え方 ・教育内容と施設設備の在り方	
②小中一貫推進ワーキングチーム (全体会)	ア 期 日 5月14日(水) イ 場 所 市役所 大会議室 ウ 内 容 ・小中一貫教育について ・ワーキングチームについて	

2 今後の予定

実施事項	主 な 内 容	備考
①幼保小架け橋期のカリキュラム検討会議 第1回全体会	ア 日 時 5月20日(火) 午後3時～4時30分 イ 場 所 教育センター 大研修室 ウ 対 象 各学校園所幼保小架け橋担当者 検討委員会委員 保育者及び教職員のうち希望者 エ アドバイザー 兵庫教育大学 教授 鈴木 正敏氏 ・講義「幼児教育と小学校教育についての相互理解を深める」 「今年度の計画(案)について」	
②第7回吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会	ア 期 日 調整中 イ 場 所 吉川町公民館 ウ 内 容 ・検討すべき学校用地の状況整理	
③第7回吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る教職員部会	ア 期 日 調整中 イ 場 所 調整中 ウ 内 容 ・検討すべき学校用地の状況整理	

教 育 振 興 部 教 育 ・ 保 育 課 報 告 事 項

1 実施した事業

実施事項	主 な 内 容	備考
① アフタースクール 学校連絡会	ア 日 時 5月1日(木) 午後1時～2時 イ 場 所 平田小学校 校長室	
	ア 日 時 5月7日(水) 午後1時～2時 イ 場 所 緑が丘東小学校 校長室	
	ア 日 時 5月9日(金) 午後1時～2時 イ 場 所 三木小学校 第一会議室	
	ア 日 時 5月16日(金) 午後1時～2時 イ 場 所 三樹小学校 応接室	
② 第2回三木市保育協 会理事会	ア 日 時 5月8日(木) 午後1時30分～ イ 場 所 教育センター 大研修室	
③ 就職フェア	ア 日 時 5月10日(土) 午前9時30分～ イ 場 所 メゾン・ド・リヴァージュ	市保育協会 主催
④ 第1回三木市特定教 育・保育施設評価委 員会	ア 日 時 5月15日(木) 午前9時30分～ イ 場 所 市役所 中会議室1	

2 今後の予定

実施事項	主 な 内 容	備考
① アフタースクール 学校連絡会	ア 日 時 5月19日(月) 午後1時～2時 イ 場 所 志染小学校 会議室	
	ア 日 時 5月21日(水) 午後1時～2時 イ 場 所 自由が丘東小学校 会議室	
	ア 日 時 5月22日(木) 午後1時～2時 イ 場 所 広野小学校 会議室	
	ア 日 時 5月23日(金) 午後1時～2時 イ 場 所 口吉川小学校 校長室	
	ア 日 時 5月27日(火) 午後1時～2時 イ 場 所 豊地小学校 校長室	
	ア 日 時 5月29日(木) 午後1時～2時 イ 場 所 自由が丘小学校 会議室	
	ア 日 時 5月30日(金) 午前11時～12時 イ 場 所 別所小学校 校長室	

② 幼保小架け橋期の カリキュラム検討 会議第1回全体会	ア 日 時 5月20日(火) 午後3時～4時30分 イ 場 所 教育センター 大研修室 ウ 対 象 各学校園所幼保小架け橋担当者 検討委員会委員 保育者及び教職員のうち希望者 エ アドバイザー 兵庫教育大学 教授 鈴木 正敏氏 オ 内 容 ・講義「幼児教育と小学校教育について の相互理解を深める」 ・「今年度の計画(案)について」	
③ 三木市保育協会総 会	ア 日 時 5月31日(土) 午後1時～ イ 場 所 教育センター 大研修室 ウ 講 師 大阪総合保育大学 学長 大方 美香氏 エ テーマ 「未定(乳児保育について)」	市保育協会 主催 市長・教育 長・部長出席 予定
④ 就職説明会&相談 会	ア 日 時 6月3日(火) 午後1時30分～2時30分 イ 場 所 西神ハローワーク	西神ハロー ワーク共催
⑤ 三木市保育協会理 事会	ア 日 時 6月5日(木) 午後1時30分～ イ 場 所 市役所4階 特別会議室	市保育協会 主催

幼保小架け橋プログラムの推進について

1 幼保小架け橋プログラムの概要（文部科学省）

子どもに関わる大人が立場の違いを超えて連携し、「架け橋期」（5歳児から小学校1年生までの2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で、全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことをめざす。

＊**幼保小架け橋期のカリキュラム**・・・幼保小が共通の視点を持ちながら協働して作成し、相互の教育目標や日々の教育活動を評価し、それぞれの教育の充実を図る。

2 幼保小架け橋期のカリキュラム作成に向けた実施計画（令和7・8年度）

(1) 目的

これまでの各学校園所における交流活動や連絡会等に加え、子どもの“学びや育ちのつながり”を視点とした相互理解を深めるとともに、幼保小架け橋期のカリキュラムを作成し、連携・接続を推進する。

(2) 幼保小架け橋期のカリキュラム検討会議の開催

ア 学識経験者（アドバイザー） 兵庫教育大学 教授 鈴木 正敏氏

イ 【全体会】 開催回数 年1～2回

・内 容 課題等について協議し、方向性を共有する

・出席者 全小・特支学校・園所から各1名以上

ウ 【検討委員会】 開催回数 年4回程度

・内 容 カリキュラム作成に関する実務的な会議

・構成員 各学校園所から選出された代表委員

エ 主な協議内容及び今後のスケジュール

【令和7年度】 相互理解の推進、カリキュラムの方針・素案の決定

【令和8年度】 実践事例協議、カリキュラム作成・完成

【令和8年度以降】 カリキュラムの運用・検証・改善

(3) 相互理解に向けた相互参観・合同研修の実施

ア 合同研修 7月25日（金） 大阪総合保育大学 准教授 東城 大輔氏

8月20日（水） 文科省初等中等教育局主任視学官 田村 学氏

イ 相互参観の実施 7～9月に各交流学校園所において実施

ウ 互惠性のある子どもの交流活動の推進